

日本労働年鑑 第24集 1952年版
The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 「レッド・パージ」反対闘争(つづき)

(二)

一九五〇年下半期、大規模にくりひろげられた「レッド・パージ」の嵐は、まず新聞・通信・放送機関の労働者に襲いかかった。これは決して理由のないことではない。すなわち、社会党中央機関紙「社会新聞」が論じたように、「朝鮮の戦火が報ぜられてから二、三の代表的な新聞がしめしている態度ほど、われわれを悲しませ憤らせたものはない。誇大で好戦的な報道ぶりは、かつて戦争できたえられたお家芸をしのばせるものが十分にある」(一九五〇年七月五日号)状態だったからである。とくに新聞・通信・放送機関の「レッド・パージ」が、共産党中央機関紙「アカハタ」の無期限発行停止に関するマッカーサー指令とほぼ同時期におこなわれた事実は、注目する必要がある。

七月一五日および一七日の両日にわたって、大阪中央放送局で、局員一八名がとつぜん職場立入禁止を命令されたのを皮切りに、七月二八日午後三時を期して、朝日新聞社七三名、毎日新聞社五一名、読売新聞社三四名、日本経済新聞社二〇名、東京新聞社八名、日本放送協会一〇四名、共同通信社三三名、時事通信社一六名の「レッド・パージ」が発表された。読売新聞社の書面辞令によれば、「連合軍最高司令官マッカーサー元帥の六月六、七、二六日、七月一八日の指令ならびに書簡の精神と意図に徴し、わが社は日本の安定に対する公然たる破壊者である共産主義者ならびにこれに同調せるものに対し解雇することに方針を決定した」ことが理由になっており各社ともほぼこれに準じている。なお、その後におこなわれた前記各社の追加パージ、および地方新聞各社のパージ実施により、八月五日現在、対象者は全国で七〇四名に達した(労働省労政局調査)。

この「レッド・パージ」に直面した全日本新聞労働組合(全労連加盟)は、七月二九日ただちにつきのような声明を発した。

社側はこの措置が「国内法を超越したものである」と強弁して一切の疑義にたいし「問答無用」の態度をとったが、解雇の通告を受けた組合員は辞令を拒否し、結束を固めて無法極まる言論弾圧と闘っている。

ジャーナリストとして節操を堅持した人や、積極的な組合活動家は「共産主義者に同調せる者」というような理由をつけられて弾圧の犠牲になった。東條時代でさえも考え及ばなかったこの狂暴さは、国際ならびに国内情勢の逼迫を反映するものにほかならないが、今回の言論弾圧はまさに戦争への途を指さすものである。

解雇の通達に乗じて、各職場では社側の組合に対する攻勢や民同派の抬頭が現われ始めた。もしわれわれがここで組合の骨抜きと組合員の無力化を許し、言論報道の自由にたいする弾圧に屈して、国民が真実を知ることを妨げるならば全世界の平和を愛する人民は、われわれに戦争協力者の極印を押すであろう。

今われわれが抵抗の努力をいささかでも惜しむならば、反動の魔の手は、われわれから最後の生活権さえをも奪い去ってしまうであろう。

全組合員諸君！ 全人民諸君！

日本の言論報道に襲いかかった、この弾圧を断固としてハネ返そう！

戦争をたくらむ者の陰謀をバクロしよう！

広汎な抵抗の戦線で闘いぬこう！

あらゆる要求を経営者にうちつけわれわれの生活権を守ろう！

今こそ全精力を挙げて闘うときである。日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉碎する力は、われわれの断固たる闘争以外にないことを銘記しよう！

- 一、国民をメクラにする言論弾圧反対
- 二、国民をオシにする放送の統制反対
- 三、東條時代の言論統制復活反対
- 四、東條時代の警察政治・軍政復活反対

また、放送単一労組では、八月三〇日に臨時大会をひらき、(一)憲法・労働組合法・就業規則違反の首切り即時撤回、(二)会長宛通牒内容を示せ(AFRS当局の被解雇者立入り禁止通牒のこと一筆者注)(三)被解雇者の給料の支払い、(四)賞与の補給として確約した夏期手当一率三、〇〇〇円をよこせ、などの要求をきめ、ただちに団体交渉を開始するよう協会に申入れた。

さらに、全新聞労組、放送単一労組が印刷出版労組、日映演労組とともに組織している文化産業労働組合共同闘争委員会も八月二日「政府ならびに新聞放送経営者の売国的変節に対して、人民大衆とともに闘い、日本民族の誇りを守りつづける」との声明を発した。

八月八日、全新聞労組緊急中央委員会が開催され、当面の闘争方針を採択するとともに、即刻、闘争体制にはいることを賛成九、保留一、反対〇で決議した。闘争方針の要点はつぎのとおりである。

一、各支部において、これを機として分裂主義者の策動があり、当面、組織を守る闘いとして、職場闘争と結合し、分裂主義者と徹底的に闘う。

一、今回の暴挙は敵階級が報道機関を言論報国会化し、かれら自身の売国的意図を押しつけるために、ポツダム宣言・極東委員会一六原則・日本憲法などに違反して強行してきたものでありかれらの意図が日本の「戦時体制」を強化し、日本を戦争街道へ駆りたてるものと判断される。したがって、言論の自由を守る広汎な闘いを展開する。

一、そのために、良心的新聞人の不当解雇に反対し、さらに真実を報道する立場から、ブルジョア新聞の運動を展開する。とくに、中小紙の場合は紙面民主化闘争をおこない、国民に真実を伝える新聞にする闘いと、労働者の生活を守る闘いを強力にすすめる。

一、この闘いを、戦争に反対し、平和を守る闘争に発展させ、可能なかぎり実力行使をとともなう職場の闘いと結合して、広汎なレジスタンスの闘いへ発展させる。

当日、全新聞労組は新聞・通信・放送機関の経営者に公開質問状を送り「もし日本人としての一片の良心をもちあわせるなら、つぎにかかげるわれわれの質問に答えよ」と追った。

一、今回の暴挙に関して「関係当局の重大な示唆によって」と云々しているが関係当局はポ

ツダム宣言にもとずき、しかも関係当局の理解と援助の下に制定された日本憲法を否認するが如き示唆が断じてあり得ないと確信する。然るに今回の暴挙は明らかに、日本憲法・ポツダム宣言・極東委員会一六原則に違反する行為である。関係当局の示唆をこのように解釈した具体的な根拠を示せ。

二、不当解雇の通告をうけた良心的な記者はプレスコードを守り真実公正な言論報道の任務を遂行するためあらゆる努力をつづけて来た。然るに経営者はいわゆる編集権を悪用して真実を歪曲し、世論を偽装して権力の御用機関になりさがった。社会の公器をもって任ずる新聞をファシズムの道具にして良心に恥じないか。

三、職場から積極的な労働組合運動の活動家たちを追出しながら組合組織を破壊する意図なしといっているが新聞・ラジオの経営者が考えている健全な労働組合とはどんな組織をいうのか。

これよりさき、八月三日、全新聞労組中央執行委員会は、各産業部門に「赤狩り」的な首切りがおこなわれようとしていることを指摘し、「労働組合の産報化反対」、「ストックホルム・アピールの支持」などをスローガンとして、各労働組合へ共同闘争を申入れていたが、緊急中央委員会で採択された闘争方針にもとずき、被解雇者が中心となって、八月九日、言論弾圧反対同盟を結成した。この同盟に参加したのは、全労連、全新聞、印刷出版、日映演、全金属、大化学、全自動車、全造船、電産関東などの各労働組合をはじめ約五〇団体であり、結成当日、同盟として宣言を発した。

宣言(要旨)

七月二八日以来、全国の新聞・通信・放送事業から進歩的な記者・従業員が続々解雇され、しかも、おなじような暴力が反動の全面的な攻撃として映画・出版・教育界から全産業に襲いかかろうとしている。朝鮮事件の発生と共に祖国日本は第三次世界戦争にまきこまれる危機に直面した。今ほど平和と独立を守るための言論の自由が守られねばならぬときはない。われわれはこの弾圧と戦うことなしには真実の報道の断片さえ聞くことができず、いささかの進歩的な映画演劇をみることもできなくなるだろう。文学も学問もことごとく破かいされるだろう。耳と目と口をふさがれた人民は人類殺りくのために労働し、税金を払い、戦場にかり出されることになるだろう。今こそわれわれは力をあわせて弾圧をはねかえし、祖国の平和と独立を守る道を開かねばならない。

われわれは祖国を愛し平和と自由と独立を望む総ての人々に共同闘争を呼びかける。

言論弾圧反対同盟は、その運動方針の第一に「反動勢力のデマ報道にたいし、同盟は積極的に真実の報道、民主的言論、文化をもってこれをうちくだく」と掲げたが、これは機関紙「自由の声」の発行によって具体化された。また全新聞、放送単一労組では同盟の推進核として新聞放送共同闘争委員会を結成した。

さらに「レッド・ページ」の対象者中には、畑中政春、遠藤一郎、小椋広勝ら「新聞記者として第一級の人たち」(全新聞労組)が含まれていたため、インテリゲンチヤの間にも大きな反響がおり、とくに「知識人の会」では、八月一五日の幹事会で、言論弾圧反対、同盟員の地位保全に関する仮処分申請に公正な裁判を期待するむねの希望を東京地方裁判所に表明することを決定、一七日に代表が別項の書簡を手交した。

なお、当日出席の幹事は、中島健蔵、戒能通孝、瓜生忠夫、野間宏、高桑純夫、吉野源三郎、清水幾太郎、岡本太郎、吉井忠、近藤忠義、本郷新、柘植秀臣、藤川覚、中村哲、山内俊夫、大森直道、畑中政春の諸氏であった。

「知識人の会」書簡

最近新聞・通信・放送に起っている解雇事件は憲法に保証されている言論、思想の自由を大いに脅やかしているような感を与えます。このことはわが国の民主主義発展のために重大

な問題であって、とくにわれわれ学術、思想、文化の分野に働いているものにとって看過しがたい事件であり、この事件の処理については裁判所の公正なる判断を期待してやみません。

(注) 法廷闘争については第四編第六章を参照のこと。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
